

都政第 317 号
令和 7 (2025) 年 2 月 5 日

関係各課長
環境森林部各出先機関の長
農政部各出先機関の長
県土整備部各出先機関の長 } 様

県土整備部都市政策課長

盛土規制法の運用開始時に施行中の工事に係る届出手続きの周知について(依頼)

本県における盛土等の安全の推進について、日頃から御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、令和 7 年 4 月 1 日に「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」に基づく規制区域を指定し、法の運用を開始できるよう、準備を進めているところです。

運用開始時点に工事中の盛土等については、県への届出が必要となるため、対象となる規模や届出手続きの概要をまとめたリーフレットを作成しましたので送付いたします。

つきましては、リーフレットを窓口等へ配架するなど、届出手続きの周知に御協力くださいますようお願いいたします。

また、事業者等から届出に関する相談があった場合は、県都市政策課へ相談するよう御案内いただきますよう重ねてお願いいたします。

都市政策課盛土安全推進班 石原・服部

TEL: 028-623-2801

FAX: 028-623-2595

Mail: moridoanzen@pref.tochigi.lg.jp